

令和7年8月29日

各小中学校長 様

伊勢原市教育委員会  
教育長 宮村 進一  
(公 印 省 略)

教職員による児童生徒性暴力等の防止について (通知)

教師による児童生徒性暴力等が社会問題となる中、伊勢原市教育委員会では、国の通知及び本市におけるこれまでの取組を踏まえ、令和7年7月校長会において、「教職員による児童生徒性暴力等の防止について」協議を行いました。この協議を踏まえ、今後の対応について(別紙)のとおり取りまとめました。

つきましては、本通知の主旨・内容等を貴校教職員と共有の上、本通知に基づく引き続きの御対応をお願いします。

事務担当は、学校教育課人事係  
0463-94-4711 内線 5124

## 教職員による児童生徒性暴力等の防止について

### 1 基本認識

- 本市では、平成30年及び令和2年における重篤事案の発生を踏まえ、今後も学校、教職員への信用の回復、維持向上のため、不断の取組を継続していく必要があります。
- さらに現在、教職員によるわいせつ事案が全国的な社会問題となる中、本市の児童生徒、保護者においても、学校（教職員）に対する不安や不信が広がっていることが考えられます。こうした不安・不信は、明らかでないわいせつ犯罪行為はもとより、体罰や不適切な指導、ハラスメントに繋がるような言動等に対しても同様に向けられることが想定されます。
- そのため、学校及び教育委員会では、両者の連携・協働により、こうした児童生徒や保護者の心情を、前提として十分に踏まえた上で、今後も、次のような取組を行っていくことが重要です。

### 2 重点的な取組

- 「令和7年度 伊勢原市不祥事防止プログラム」を引き続き励行します。
- その上で、わいせつ行為、体罰、不適切な指導・言動等を防止する観点から、既存の仕組みを有効活用し、特に次のことに取り組みます。

#### < 服務面 >

- 教職員自身が自分事として考え、議論する研修を実施します。  
(参考) 研修資料や国の関係URL等を「andT お知らせ」にアーカイブ掲載します。
- 教職員一人ひとりが抱える困難等を把握・改善するため、管理職等による面談・対話等を実施します。

#### < 環境面 >

- 密室状態を回避するため環境の点検・整備に務めるとともに、児童生徒との継続的な相談・指導にあたっては複数の教職員による対応を心がけます。
- 学校所有及び個人所有の情報端末の使用管理に関して、ルールの確認・徹底に努めます。  
(参考) 「伊勢原市立学校情報セキュリティ実施手順-共通-」より
  - ・ 重要情報（児童生徒の写真等）の取扱い・管理について要確認
  - ・ 個人所有の情報機器（スマホ等）の持込み・使用について要確認

#### < 事案の把握・対応 >

- 定期的なアンケート調査結果等について、気になる点を見逃さず・見過ごさず、速やかな情報共有と迅速な対応に努めます。  
\* 方策例：連絡帳、児童生徒悩みアンケート、体罰等調査、個々面談、教職員面談 等
- 保護者の疑問や不安等を受け止めるための相談窓口（学校、市教委、県教委、関係機関等）について、改めての周知啓発を徹底します。

#### 【参考】 相談・指導・対応等における基本的な留意点

- ・ 相手の目線に立つこと
- ・ 児童生徒や保護者の疑問や誤解、不安を招くような指導・言動は慎むこと
- ・ 何のためにその指導・言動が必要かについて説明を尽くすこと（説明の欠如は疑問から不安、不満、不信へと繋がります）
- ・ 疑問や誤解、不安をしっかりと受け止めること（受け止めてもらえたと感じてもらえること）